

(別添)

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について（平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>障 第 2 0 9 号 平成12年3月28日 一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障発0124第5号 平成26年1月24日 一部改正 障発0302第6号 令和5年3月2日 <u>一部改正 障 発 1127 第 5 号</u> <u>令和5年11月27日</u></p>	<p>障 第 2 0 9 号 平成12年3月28日 一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障発0124第5号 平成26年1月24日 一部改正 障発0302第6号 令和5年3月2日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に 規定する精神医療審査会について (略) 別 添 精神医療審査会運営マニュアル</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に 規定する精神医療審査会について (略) 別 添 精神医療審査会運営マニュアル</p>

I～III (略)

IV 合議体について

1～3 (略)

4 関係者の排除

(1) 合議体を構成する委員（以下「委員」という。）が、次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。

① (略)

② 委員が、当該患者の措置入院時及び医療保護入院時に診察を行った精神保健指定医（以下「指定医」という。）であるとき。

③ 委員が、当該患者に係る直近の定期の報告又は入院期間の更新に関して診察を行った指定医であるとき。

④・⑤ (略)

(2) 議事に加わることができない委員であるかどうかの確認については次によるものとする。

① (1) ①から③までについては、精神科病院の管理者又は指定医である委員について、あらかじめ所属先（あるいは診察を行っている）精神科病院の名称を申し出てもらい、都道府県において、あらかじめ確認するものとする（合議体別に地域を分けて担当する等により、できるだけ議事に加わることができない委員が生じないように工夫するものとする。）。

② (1) ④及び⑤については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

(3) 委員は、前記①から⑤までに掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

(4) (略)

5 (略)

6 合議体の開催については、ウェブ会議システムを活用するなど、

I～III (略)

IV 合議体について

1～3 (略)

4 関係者の排除

(1) 合議体を構成する委員（以下「委員」という。）が、次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。

① (略)

(新設)

② 委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医（以下、指定医という。入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った指定医。）であるとき。

③・④ (略)

(2) 議事に加わることができない委員であるかどうかの確認については次によるものとする。

① (1) ①・②については、精神科病院の管理者又は指定医である委員について、あらかじめ所属先（あるいは診察を行っている）精神科病院の名称を申し出てもらい、都道府県において、あらかじめ確認するものとする（合議体別に地域を分けて担当する等により、できるだけ議事に加わることができない委員が生じないように工夫するものとする。）。

② (1) ④については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

(3) 委員は、前記①～④に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

(4) (略)

5 (略)

(新設)

審査会委員又は事務局員間において、対面によらない方法を採用することも可能とする。この場合にあつては、セキュリティ対策を講じた上で、各都道府県・指定都市における個人情報保護条例等の関係規定に基づき適切に運用するものとする。

V 退院等の請求への対応について

法第三十八条の四の規定に基づき、精神科病院に入院中の者及びその家族等（法第五条第二項に規定する家族等をいう。以下同じ。）が、都道府県知事に対し、退院の請求又は処遇の改善の請求（以下「退院等の請求」という。）を行った際の請求受理、審査等の対応については、以下によるものとする。

1 退院等の請求受理について

(1) ・ (2) (略)

(3) 請求者に対する確認等

都道府県知事は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。

なお、請求者が当該患者以外の者の場合は、請求者が当該患者の家族等であるか確認することとする。

2 都道府県知事の行う事前手続きについて

(1) 当該請求を受理したことの関係者への通知

都道府県知事は、速やかに当該請求を受理した旨を請求者、当該患者及び精神科病院の管理者に対し、書面又は口頭により連絡するものとする。

(2) 都道府県知事の行う事前資料の準備

ア (略)

① 法第二十七条の規定に基づく措置入院時の診断書

② 法第三十三条第九項の規定に基づく入院措置又は入院期間の更新に関する届出

③ 法第三十八条の二の規定に基づく定期の報告

④ 法第三十八条の四の規定に基づく退院等の請求に関する

V 退院等の請求の処理について

1 退院等の請求受理について

(1) ・ (2) (略)

(3) 請求者に対する確認等

都道府県知事は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求を行った者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。

なお、請求者が家族等の場合は、入院に同意した家族等であるか確認することとする。

2 都道府県知事の行う事前手続きについて

(1) 当該請求を受理したことの関係者への通知

都道府県知事は、速やかに当該請求を受理した旨を請求者、当該患者及び病院管理者に対し、書面又は口頭により連絡するものとする。

(2) 都道府県知事の行う事前資料の準備

ア (略)

① 法第二十七条に基づく措置入院時の診断書

② 法第三十三条第七項に基づく届出

③ 法第三十八条の二に基づく定期の報告

④ 法第三十八条の四に基づく退院等の請求に関する資料

資料

⑤ 法第三十八条の六及び第四十条の五の規定に基づく、当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）

イ 都道府県知事は、法第二十条の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、法第三十三条第一項、第二項及び第六項の同意が適正に行われているか、同条第九項の規定に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るものとする。

ウ また、同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、家族等のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。

3 合議体での審査等について

(1) 合議体が行う審査のための事前手続

ア 意見聴取

① 基本的な考え方

審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第三十八条の五第三項の規定に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聴かなければならないこととする。ただし、当該請求受理以前六か月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。

②～⑧ （略）

イ・ウ （略）

(2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

⑤ 当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）

イ 都道府県知事は、法第二十条の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、法第三十三条第一項の同意が適正に行われているか、同条第七項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るものとする。

ウ また、同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、家族等（精神保健福祉法第五条第二項に規定する家族等をいう。以下同じ。）のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。

3 合議体での審査等について

(1) 合議体が行う審査のための事前手続

ア 意見聴取

① 基本的な考え方

審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第三十八条の五第三項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聴かなければならないこととする。ただし、当該請求受理以前六か月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。

②～⑧ （略）

イ・ウ （略）

(2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

<p>ア 関係者からの意見聴取等について 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>精神科病院の管理者</u>又はその代理人</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>また、前記③及び④の者に対しては報告を求めることができる。</p> <p>イ 審問 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて以下の者に対して出頭を命じて審問することができる。</p> <p>① <u>精神科病院の管理者</u>又はその代理人</p> <p>②・③ (略)</p> <p>ウ 関係者の意見陳述について 請求者、<u>精神科病院の管理者</u>又はその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、(1)による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人があり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(3) 合議体での審査に関するその他の事項</p> <p>ア 都道府県知事に対する報告徴収等の要請について 合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には都道府県知事に対して、<u>法第三十八条の六の規定</u>に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同じこととする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>ア 関係者からの意見聴取等について 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>病院管理者</u>又はその代理人</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>また、前記③及び④の者に対しては報告を求めることができる。</p> <p>イ 審問 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて以下の者に対して出頭を命じて審問することができる。</p> <p>① <u>病院管理者</u>又はその代理人</p> <p>②・③ (略)</p> <p>ウ 関係者の意見陳述について 請求者、<u>病院管理者</u>若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、(1)による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人があり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(3) 合議体での審査に関するその他の事項</p> <p>ア 都道府県知事に対する報告徴収等の要請について 合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には都道府県知事に対して、<u>法第三十八条の六に基づく</u>報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同じこととする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>
---	--

4 都道府県知事の行う事後対応について

(1) ・ (2) (略)

(3) その他の事項

合議体での審査の結果、退院等の請求が相当との判断がなされた場合、都道府県知事はおおむね一か月以内に、当該精神科病院の管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。

5 その他退院等の請求の審査に関して必要な事項

(1) ～ (3) (略)

(4) 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第三十六条又は第三十七条の規定に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他患者の人権に直接係わる処置に関する請求以外の請求である場合には、前記手続きのうち、2 (2)、3 (1)、(2) ア、イ、ウを省略し、直ちに審査を行うことができる。

(5) (略)

6 (略)

VI 入院及び入院期間の更新の届出並びに定期の報告等に関する審査等の対応について

法第三十八条の三の規定に基づき、①措置入院の届出、②医療保護入院又はその入院期間の更新の届出、③措置入院者の定期の報告又は④法三十八条の二第二項の規定による任意入院者に係る病状等の報告を都道府県知事が受けた時の審査会における入院の必要性に関する審査等の対応については、以下によるものとする。

1 合議体での審査等について

(1) 合議体が行う審査のための事前手続

ア (略)

イ 委員による診察

V退院等の請求への対応についての3 (1) イに準じる。

ウ 診療録その他の帳簿書類の提出

V退院等の請求への対応についての3 (1) ウに準じる。

(2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

4 都道府県知事の行う事後処理について

(1) ・ (2) (略)

(3) その他の事項

合議体での審査の結果、退院等の請求が相当との判断がなされた場合、都道府県知事はおおむね一か月以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。

5 その他退院等の請求の審査に関して必要な事項

(1) ～ (3) (略)

(4) 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第三十六条又は第三十七条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他患者の人権に直接係わる処置に関する請求以外の請求である場合には、前記手続きのうち、2 (2)、3 (1)、(2) ア、イ、ウを省略し、直ちに審査を行うことができる。

(5) (略)

6 (略)

VI 定期の報告等の審査について

(新設)

1 合議体での審査等について

(1) 合議体が行う審査のための事前手続

ア (略)

イ 委員による診察

V退院の請求の場合の3 (1) イに準じる。

ウ 診療録その他の帳簿書類の提出

V退院の請求の場合の3 (1) ウに準じる。

(2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

ア 関係者からの意見聴取等について
合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。

- ① (略)
- ② 精神科病院の管理者又は代理人
- ③ (略)

イ 審問

V退院等の請求への対応についての3(2)イに準じる。

(3) 合議体での審査に関するその他の事項

ア 措置入院及び医療保護入院時の審査の取扱について
措置入院及び医療保護入院時の届出の審査に当たっては直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な対応を行うよう留意するものとする。

イ 入院期間の更新等に関する審査

医療保護入院患者の入院期間の更新に関する審査に当たっては、添付されている入院期間更新届及び医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。

また、法三十八条の二第二項の規定による任意入院者に係る病状等の報告については、特段の理由なく入院が必要であると判断されていないか確認する。

ウ 都道府県知事に対する報告徴収等の要請について

審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、都道府県知事に対し、法第三十八条の六及び第四十条の五の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神科病院に対して都道府県知事が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

(4) 審査結果の都道府県知事への通知

審査会は、審査終了後速やかに都道府県知事に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

ア 関係者からの意見聴取等について
合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。

- ① (略)
- ② 病院管理者又は代理人
- ③ (略)

イ 審問

V退院の場合の3(2)イに準じる。

(3) 合議体での審査に関するその他の事項

ア 入院時の審査の取扱について
入院時の届出の審査に当たっては直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な処理を行うよう留意するものとする。
また、入院時の届出に添付されている入院診療計画書に記載されている推定されている入院期間が、特段の理由なく一年以上の期間とされていないか確認する。

イ 定期病状報告の審査

定期病状報告の審査に当たっては、添付されている医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、医療保護入院者退院支援委員会の審議において特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。

また、任意入院者及び医療保護入院者については、特段の理由なく一年以上の入院が必要であると判断されていないか確認する。

ウ 都道府県知事に対する報告徴収等の要請について

審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、都道府県知事に対し、法第三十八条の六の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神病院に対して都道府県知事が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

(4) 審査結果の都道府県知事への通知

審査会は、審査終了後速やかに都道府県知事に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

①～⑥ (略)

前記通知には理由の要旨を付すものとする。

なお、合議体は、審査結果について、別途、都道府県知事に対する参考意見及び当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

(5) (略)

2 都道府県知事からの精神科病院の管理者等への通知

(1) 審査会の判断が前項(4)①である場合は、精神科病院の管理者等に対して、その旨を通知するに及ばない。

(2) 審査会の判断が前項(4)②から⑥までに該当する場合は、都道府県知事は、審査結果に基づき必要な措置を行うとともに、請求者、当該患者及び精神科病院の管理者に対し、審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

この場合、都道府県知事は、審査会に対し、審査結果に基づいて採った措置の内容及び結果を報告する。

VII その他

1 実地指導との連携について

審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求、定期の報告並びに入院時及び入院期間の更新に関する届出を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために都道府県の実施する精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

① 審査会が都道府県の実施する実地指導に同行を求める指定医である委員は、一精神科病院につき三名以内とする。

② (略)

2 指定医の適正な職務執行の確保について

都道府県知事は審査会の審査の過程において、当該患者の入院する精神科病院に勤務(非常勤を含む。)する指定医がその職務に関し不適切な行為を行ったことが明らかとなったときは、その内容等について精査をし、必要に応じて、法第十九条の二第四項の規定に

①～⑥ (略)

前記通知には理由の要旨を付すものとする。

なお、別途、合議体は、審査結果について、都道府県知事に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べるることができる。

(5) (略)

2 都道府県知事からの病院管理者等への通知

(1) 審査会の判断が前項(4)①である場合は、病院管理者等に対して、その旨を通知するに及ばない。

(2) 審査会の判断が前項(4)②から⑥の場合は、都道府県知事は、審査結果に基づき必要な措置を行うとともに、請求者、当該患者及び病院管理者に対し、審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

この場合、都道府県知事は、審査会に対し、審査結果に基づいて採った措置の内容及び結果を報告する。

VII その他

1 実地指導との連携について

審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期の報告を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために都道府県の実施する精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

① 審査会が都道府県の実施する実地指導に同行を求める指定医である委員は、一精神病院につき三名以内とする。

② (略)

2 指定医の適正な職務執行の確保について

都道府県知事は審査会の審査の過程において、当該患者の入院する精神科病院に勤務(非常勤を含む。)する指定医がその職務に関し不適切な行為を行ったことが明らかとなったときは、その内容等について精査をし、必要に応じて、法第十九条の二第四項に基づき

に基づき厚生労働大臣に通知しなければならないこととする。 以上	厚生労働大臣に通知しなければならないこととする。 以上
------------------------------------	--------------------------------